

Title	戦後英国における独占規制政策の効果 : M. Albery C. F. Fletcher-Cooke 'Monopolies and restrictive trade practices' 1956, Andrew Martin 'Restrictive trade practices and monopolies', 1957 他に拠る紹介
Sub Title	
Author	丸尾, 直美
Publisher	慶應義塾経済学会
Publication year	1959
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.52, No.2 (1959. 2) ,p.185(81)- 190(86)
JaLC DOI	10.14991/001.19590201-0081
Abstract	
Notes	書評及び紹介
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19590201-0081

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

を終る最後迄、政治的ジャーナリストとしての筆をすてなかった。

三

は衰退し、労働者の関心は、専ら、彼らの経済的、実質的利益の確保に集中され、労働組合と、協同組合運動の発展が、一八四八年以降を特徴づける。チャーチズムと労働組合・協同組合との結合をとき、広汎な勢力を含んだ新しい党を結成することによってチャーチズムを復活させようとしたハーニーの計画は、しかしジョーンズの反対によって失敗した。ジョーンズは労働組合や協同組合の労働者が労働貴族であつて、その経済闘争への偏向はチャーチズムの政治的革命的性格をそこなうものである、と主張したのである。ジョーンズとハーニーの対立は、かくしてジョーンズの勝利に終り、ハーニーには没落と失意の日が続くのである。(九章)

一〇―一章「引退」「回顧」

一八五三年、ハーニーはロンドンからニューキャッスルへと去つて行つた。彼のすぐれた国際問題への感覚は決して衰える事はなかつたが、彼のジャーナリストとしての活躍はもはや労働運動の表舞台では現われず、ニュー・キャッスルからジャージー島へ、そしてアメリカへと、都落ちの道の中で地方的に行われたのみであつた。そして彼の非妥協的な階級闘争観、革命的思想も、その後の彼の経験と、労働運動の変化とを反映して変化する。その晩年、ハーニーは祖国イギリスへ帰ることができたが、今や、フランス革命への若々しい信仰は失われ、特定の政体への信仰は一種のユートピアにすぎない、と彼は考へる。理性の時代、進歩の時代、そして不安と懐疑の時代を生きたこの民主主義者は一八九七年十二月、八十歳の生涯

チャーチスト運動の意義を単にイギリス労働運動史の枠の中だけにとじこめないで、高まってゆく国際社会主義運動の広汎な視野の中でとらえようとする著者の意図は、以上の概略からも恐らくよみとることができると思う。マルクス、エンゲルスが彼らの学説の形成の上において、いかに多くのものをイギリス労働者の闘争から学びとつたかは、今さらここでくりかえす必要もないことであろう。この様な、著者のすぐれた問題のとり上げ方は、まさにこの書の色となつてゐるものであり、これによって本書はサヴィルのジョーンズ研究に比べてすぐれたものになつてゐる。しかしながら著者の問題のとり上げ方はこの様にすぐれてゐるとしても、我々はその問題の処理の仕方には必ずしも全面的に満足する訳にはいかない。といふのは、著書は同情をもつてハーニーの生涯を画いてゐるが、多くの伝記的研究が免れえないこの同情は、著者の思想的立場の不明確さと相まって、この書がハーニーに対する批判に欠ける、という欠陥をもたらし、それによって却つてハーニーが果たした積極的役割の評価も十分なされえないこととなつたように思われる。この点は殊にチャーチズムの衰退の局面に關してゐる事ができる。マルクス、エンゲルス及びジョーンズに對しての、ハーニーへの著書的好意は、決して研究の客観性を損う程ではないけれども、しかもなお

この様な態度の為に著者は、ハーニーとチャーチズムの没落を「記述」することはできたが、その没落の理由をさぐり、それを批判した上で、それらの歴史的意義を評価することはできなかった。

更に著者は、チャーチズムと労働組合及び社会主義者の關係という未解決の問題を、十分な意識をもつてふれてゐるが、その捉え方が、従来の研究と同様に、この時代の労働者諸階層への構造的把握に基いていない為に、やはり指導者間の対立・反撥という形で理解され、この問題に対するより深められた解答をえることができないこととなつた。この点に關しては、今後、社会経済史の分野における新しい成果をふまえることによつてのみ、より深化された研究が可能となるであらう。

最後にチャーチズム研究における未開拓の分野に新しい文献を加えたことを喜びたい。(野地洋行)

「戦後英国における独占規制政策の効果」

—M. Albery & C. F. Fletcher-Cooke 'Monopolies and Restrictive Trade Practices' 1956, Andrew Martin 'Restrictive Trade Practices and Monopolies'; 1957

他に拠る紹介—

(一) 英国労働党の独占規制政策の特徴

書評及び紹介

第二次大戦後の英国において政權を担当したのは労働党であつた。労働党政府は産業国有化と独占規制法を主要武器として独占に対処した。国有化問題の検討は他の稿に譲り(本誌一九五八年十月号)、この稿においては、独占規制法(正式には Monopolies and Restrictive Practices (Enquiry and Control) Act, 1948)のみを問題とする。即ち先ず、この法に基く政策が果して独占規制に有効であつたかどうかを検討し、次いでこの法の改正と新法の成立(共に一九五六年)による独占規制の方向転換の意義を、幾つかの文献によりつつ、紹介的に論じたいと思ふ(利用した文献については付注参照)。

独占統制の方法は、通常、禁止主義と乱用防止主義(弊害規制主義とも呼ばれる)に二分される。前者は企業規模の大きさ自体に懐疑の目を向け、又、独占的乃至制限的慣行自体を悪として、これを原則的に禁止する政策方針である。これに対し、後者は、そのようなこと自体は悪と見做さず、唯、その種の慣行が「有害」であると判断された場合にのみ、これを取り締らうとする方針である。前者の方針は、米国における伝統的政策によつて代表されるが、英国の一九四八年法は、後者即ち乱用防止主義の方針の代表であるといえる。而して、前者の方針に立つ場合には、独占問題は、裁判所により、司法的に処理され、後者の方針に立つ場合は、経済専門家が参加する行政機関による規制が行われることになるといわれる。英国の場合、この規制に當つたのが独占委員会 (Monopolies and

Restrictive Practices (Enquiry and Control) Commission) であつた。この委員会は、商務省の付託により、独占及び制限慣行を調査し、その結果を報告し、それが公益 (public interests) に反するかどうかを明らかにし、場合によっては、取るべき処置を勧告する権限を与えられた。

(二) 独占規制の効果とその限界

一九四八年法による独占規制の効果についての評価は論者によって多少異なっている。だが概して、その実効性が乏しかったとみる見解が多いようである。効果を制約した理由として、以下のようなことが言われる。

先ず第一は、独占乃至制限的慣行が有害かどうかを判定するための規準とされた公益の概念がいまいであったことである。「何が公益になるか或はならないかについて、法は、ばく然とした一般の言葉以外には何も委員会に指標を与えなかつた」(注2)。それ故、独占的乃至制限的慣行を行っている企業乃至団体としても、自己の行為が公益に反するとみなされるかどうか不明であるので、調査されない産業におけるそうした慣行が自主的に改められることは少なかった。「疑いがかけられれば、企業が自主的にその慣行を改めるだろう」といった甚だしく素朴な信念が、独占法の初期段階における議会討論において再々表明された(注3)が、自主的矯正は調査対象とされた産業の若干においてみられたのみであつた。かくて、独占的慣行を改め

させる効果は、一般的禁止主義の原則をとる場合に比してはるかに限られた範囲に及ぶにすぎなくなる。

このように公益概念のあいまい性のため、独占規制の効果が限定されるので、これを明確にする必要が認識され、「公益を定義することは法の役割である」と主張された。それ故、一九五六年の制限取引慣行法では、公益の規定が若干明確にされた(注4)。だが、公益概念の不明確性による独占規制効果の限定というものは乱用防止主義に必然的に伴う弱点であるといふべきであらう。

独占規制の効果を弱めた第二の理由として指摘されることは、手続の煩雑と強制力の弱さである。公益違反の疑いのある独占乃至制限慣行の存する場合、先ず商務省が独占委員会に付託し、委員会が調査し、その結果を商務省に報告し、商務省は、公益に反するとみなされたものうち取締るべきと考えられるケースを国会に報告し、国会が議決し、主務官庁から命令が出される。こうした順序をふまなければ業者の行為を改めさせるための命令を出すことが出来ない。又、独占委員会は、商務省の付託がなければ調査することが出来ない上、その権限は調査勧告にとどまり、政府は勧告に従う必要はない。このような訳であつたから、調査された業種の中の多くに公益違反の慣行がみられ、委員会もこれを指摘したにも拘らず、それを改めるために出された命令は、一九五六年法の成立までの間に僅か一つ(一九五一年、歯科医用具の場合)だけであり、他は業者の自主的矯正に任せられた。このような「レッセ・オブゼ

ルツ」(laissez observer) 方法の継続では新たに増加しつつある制限的慣行から公益を守るのには弱すぎる事が明らかとなる恐れ(注5)がある」と批判されたが、この懸念は当然であるといえよう。

第三に、今まで述べて来たことから当然想像される如く、調査の対象となる産業が全産業中の極く僅かの部分であり、しかも調査が甚しく漸進的に進められて行つたので、調査の速度が極めて緩慢であり、調査開始から最終的に統制処置が決定されるまでに極めて長期間を要したわけであるが、このように、規制対象の狭さと規制速度の緩慢さが、独占規制の実効性を小にしたといわれる。この法の発令は一九四八年であるが、労働党政府の下野する一九五一年までの三年間に二つの産業(労働人口でいえば八千分の三)が調査されただけであつたので、「……この率で行けば、全産業の取引制限慣行に及ぶには八千年を要する」たろうと言われたり、「この調子で行けば、主要な独占についての報告を準備する——これは主要独占の権力を破壊することとはまったくべつのことである——のに約半世紀はかかる……」などとシニカルな批判を受けたことは良く知られている通りである。(一九五六年の新法成立までにはそれでも十四業種についての調査報告がなされた。)

このような緩慢さは、調査統制の対象が限定されるという点自体の故に好ましくないのみならず、当然調査統制の対象となるべき案件にある産業のうちの極く一部分が、漸進的に取り扱われることになるので、たまたま調査統制の対象とされる一部の産業とそうでな

い産業との間に不公平が生ずることになる(注6)。独占委員会もこの種の不公平に留意していなかつたわけではない。委員会は歯科医用具産業にみられた制限的慣行を取締る法的措置をとるよう勧告したが、二人の委員はこの措置が差別的であり、不公平であることを申し立てた。何故ならその種の慣行は多くの産業に普通にみられるものであつたからである。このようなわけで、もし他産業と不公平にならないようにしようとするれば、取締りを放棄しなければならなくなってしまう。

第四に注意すべき重要なことがある。それはこの法が、産業の大小に關係なく、特定商品の供給の三分の一以上支配という形式的条件を調査の該当条件として、特定の企業とか事業者団体を対象としなかつたことである。このため、「商務省は生産が少数の大単位に集中していることで知られているような産業即ち化学工業やレーヨン製造業の如き伝統的教科書型の独占の調査を独占委員会に付託しなかつた。逆に委員会は多くの小企業が集团的に価格及び産出量政策を行うべく連合しているような或る種の産業に専念した(注7)。又、主として流通過程における制限的慣行が問題とされ、生産部門の大規模な多角的独占的組織や金融組織による独占力行使の問題は対象とされなかつた。たしかに「吞舟の魚を逃して雑魚を捉う」の感を免れ難い。

このようなことになつたのは勿論一つには政治的な理由の故であらう。大規模な独占企業の調査統制の実施を押える圧力が存したこ

とも考えられる。しかし、理由はそれだけではない。注意すべきことは、この法及び委員会の独占概念が、所謂近代経済学的な独占概念であったことである。よく評される如く、近代経済学においては、独占は質的に捉えられず、形式的量的にのみ捉えられる。だから、大産業における大独占体をも小産業における独占者をも、同一平面で扱う傾向がある。かくていろいろな産業にわたって多様な生産活動をしている巨大なオリゴポリよりも、小産業において特定商品の相当部分を供給する企業乃至団体のほうが調査統制の対象となる。サーガント・フロレンスが実証している如く、英国でも米国でも「……高度の集中は、比較的小規模な産業に最も多くみられる……」^(注10)から、結局、小産業のほうが対象となり易い。独占委員会調査が「雑魚」にむけられたのはこのような理由のためでもある。

最後に、労働党政府下の独占規制に制約を与えた特殊の理由を考慮しなくてはならない。その制約は国有化政策との関連において生じた。労働党は少なくとも一九五一年頃までは、独占が不可避な産業は結局において公有化すべきであるとの立場に立っていた。^(注11)労働党の一九五一年発行のパンフレットは次のように述べている。「大規模生産技術の発達のため、そして又、公益をサーヴィスの集中化と統合によって最もよく満たすために或る種の独占は不可避となった。かくて労働党は、何人にも責任を負わない私的独占を公的独占に移すであろう。それは公的所有と統制によって国民に責任を持つようにされるであろう。」^(注12)と。ところでこのように独占を不可避と

みて、そうした産業を漸進的に公有化して行く方針をとるならば、その産業において集中、統合が進み、公有化のための「物的基礎が熟して行く過程を阻止したり逆行させたりする集中排除の政策をとることは公益に反することになってしまふ。だから、前述の如く、集中或は独占自体さえも悪とみなすことなく、唯、それが公益に反するような行為を伴っていると判断されたときにのみ取締の方針をとる他ない。ところが、やはり先に述べた如く、一九四八年法の形式的独占概念のため、将来公有化することを予定されていたような巨大なオリゴポリ組織は調査対象とならなかった。即ちその種の組織で当面の国有化を免れたものは、国有化の対象にも独占規制の対象にもならず、大いに利潤をあげることが出来た。その上、その種の大企業が国有企業から「不当」に安い価格で動力、原料、輸送等を提供され、国有企業に売るとき「不当」に高く売っても、こうしたことを監視し、取締るための適切な機関を欠いていた。独占委員会がこの役割を充分行わず、国会議員も専門家でないのでコストと価格を検討出来ない。僅かに運輸委員会に審判所(Tribunal)が存しただけであった。

(三) 残された問題

以上のようなわけで、英国労働党政府による独占規制は成功したとはいえない。労働党政府の独占規制を論じた者はいずれも、独占規制法の実効性の乏しかったことを指摘している。この点を批判さ

れた英国政府(この時は保守党政府)は、一九五二年に、一九四八年法改正のための調査を独占委員に依頼した。その結果、委員会の多数派(十人中七人)は、公益に反する慣行の広く存在することを指摘した。そしてあらゆる独占及び制限慣行を一般的に立法で禁止し、特定の止むを得ぬ場合にのみ、例外規定を設ける方法のほうが適当であると勧告した。つまり米国的禁止主義の方向への改正を勧告したわけである。一九五六年における新独占法は、この勧告を採用しなかったが、独占と制限慣行の扱いを分離する方法をとった。

その結果、新法にもとづく制限慣行裁判所とは別に、「規模の独占」(monopolies of scale)を扱う独占委員会(これは旧委員会の継続)が併存することになった。これは、規模の大きさだけでも経済的政治的困難を生ずることが認識され、制限慣行を扱う機関ではこの困難を解決し難いことが認識されたためであるといわれる。^(注13)又、優勢な大企業に対して小企業が結合することは、「拮抗力の行使」^(注14)であり、公益に反するものでないとき、独占の質的差異に対する考慮が強まった。こうした点が考慮されて、調査と統制の範囲が拡大されたことは、恐らく一つの改善であるといつてよからう。しかし、こうした方向への変化によって有効な独占規制を行えるようになることを期待することは出来ない。禁止主義による競争維持の方向にも独自の難点があり、そのような方法を取り入れれば、別な困難を経験することになる。現に、禁止主義の原則に立って来た日本の独占法は、英国における動きとは逆に、乱用防止主義の方向に「改

正」されようとしている。私企業制度下においては、独占化への動きは不可避であり、経済飽和と発展のために必要である場合もある。だからといって、実効性の乏しい乱用防止主義的規制しか行わないならば、独占利潤の取得を事実上殆んど放置することになり、平等の見地からして許し難い。恐らく、このジレンマを救うためには、一九五〇年代当初の労働党の主張の如く、「独占化が不可避」である産業をすべて公有化することが、必要条件となるであろう。

[付注]

- (注1) W. Friedman(edited) 'Anti-trust Laws' 1956, Part III Comparative Analysis.
- (注2) Andrew Martin 'Restrictive Trade Practices and Monopolies' 1957, p. 13.
- (注3) J. A. Howard "British Monopoly Policy" in the 'Journal of Political Economy' 1954, June, p. 315.
- (注4) Henry Clay "The Campaign against Monopoly and Restrictive Practices" in 'Lloyds Bank Review', No. 25, 1952.
- (注5) 'Restrictive Trade Practices Act' 1956 Section 21. この法の全文は M. Albery & C. F. Fletcher-Cooke 'Monopolies and Restrictive Trade Practices' 1956 に付録として採録されている。

(註10) C. D. Harbury & Leo J. Raskind "The British Approach to Monopoly Control"—in the 'Quarterly Journal of Economics,' 1953, Aug. p. 404.
 (註11) ノーロマンマン「独占」邦訳二三三頁。
 (註12) cf. M. Hall "Monopoly Policy"—in Worswick & Ady (edited) 'British Economy 1945-50', p. 413.
 (註13) *ibid.*, p. 407.
 (註14) Sargent Florence 'Logic of British and American Industry', 1953, p. 341.
 (註15) cf. Labour Party Discussion pamphlet 'Monopoly' 1951, p. 25 及び一九五〇年綱領 'Labour and New Society'。
 (註16) 'Monopoly' *cit.* p. 25.
 (註17) Albery & Fletcher-Cooke *cit.* p. 88.
 (註18) *ibid.*, p. 49.
 以上の他、戦後英国の独占規制問題を扱った主要文献、資料は次
 の如くである。

Trade Practices', 1957.
 'Economic Journal', 1956, Dec. 附録 E. A. G. Robinson, A. Hunter, J. Downie, J. L. Montrose, の譯論文。
 Chamberlin (edited) 'Monopoly and Competition and their Regulation', 附録 E. Allen の譯文。
 P. E. P. 'The Monopolies Commission', Planning XIX, 1953.
 Dame Alix Kilroy "The Task and Methods of the Monopolies Commission"—in 'Manchester Statistical Society', Mar. 1953.
 John Jewkes "The Control of Industrial Monopoly"—in 'Three Banks Review', Dec. 1955.
 Halsham & McEwen 'The Law relating to Monopolies, Restrictive Trade Practices and Resale Price Maintenance', 1956.
 R. O. Wilberforce, Alan Campbell and Neil P. M. Ellis 'The Law of Restrictive Trade Practices and Monopolies', 1957.
 以上の他、独占委員会の諸報告書が重要資料であることは言うまでもなく。
 (丸尾直美)

経済学関係文献目録

(昭和三十三年十一月刊)

経済理論・思想・学説史
 * 経済学要綱 北原金司著 B 6 一六二頁
 二〇〇円 (泉文堂)
 * 原典解説 スミス「国富論」——理論篇——
 高島善哉著 B 6 二〇九頁 二五〇円
 (春秋社)
 * 動感経済学への道 太田明二著 A 5 二
 六七頁 五五〇円 (東洋経済新報社)
 * 経済学批判要綱 1. カール・マルクス著
 高木幸二郎監訳 A 5 一六一頁 四四〇
 円 (大月書店)
 * 現代資本主義講座 1 現代資本主義分析
 の経済理論 有沢広巳編 A 5 二九〇頁
 三七〇円 (東洋経済新報社)
 * 経済の安定と進歩 中山伊知郎博士還暦記
 念論文集 篠原三代平編 A 5 一〇七三

頁 二〇〇円 (東洋経済新報社)
 * ケインズ動学入門 K・クリハラ著 異博
 一訳 B 6 二九一頁 三八〇円 (東京
 創元社)
 * 近代経済学概論 三宅武雄著 A 5 二五
 七頁 三六〇円 (学芸書房)
 * ケインズ雇傭理論入門 (現代経済学選書)
 ショーン・ロビンソン著 川口弘訳 B 6
 一七五頁 二五〇円 (巖松堂出版KK)
 統計・数学
 * 賃金数学 賃金管理のための数学の習得か
 ら活用まで 日本労働研究所編 A 5 八
 一一頁 一五〇円 (丸善KK)
 * 経済統計の味 伊太知良太郎著 B 6 二
 六三頁 三六〇円 (勁草書房)
 経済史・社会史・政治史
 * 世界史大系 3 東アジヤ 1 誠文堂新
 光社編 B 5 三九九頁 一四〇〇円
 (誠文堂新光社)
 * 現代日本政治史 1 大正デモクラシー史

2 信夫清三郎著 A 5 六九四頁 七五
 〇円 (日本評論新社)
 * ボールドウィン・チェインバリンとヒトラ
 1 角田順著 A 5 三九七頁 五二〇円
 (御茶の水書房)
 * 御触書天保集成 下 高柳真三、石井良助
 編 A 5 九三〇頁 二〇〇〇円 (岩波
 書店)
 * 十六・七世紀の産業と政治——フランスと
 イギリス——(社会科学セミナー) ネン
 著 紀藤信義、隅田哲司訳 B 6 二三八
 頁 二四〇円 (未来社)
 * 社会経済史における十四・五世紀 (社会
 科学セミナー) リュトゲ著 中村賢二郎
 訳 B 6 一四二頁 一六〇円 (未来社)
 * オリエンツ——遺跡調査の記録——東京大
 学イラク・イラン遺跡調査団編 A 4 三
 〇八頁 三〇〇円 (朝日新聞社)
 * ビスマルクの外交政策 鹿島守之助著 A
 5 三七〇頁 六〇〇円 (鹿島研究所)
 * 講座日本近代法発達史 5 ——資本主義
 と法の発展——鶴飼信成、福島正夫、川島